以下の感染症に罹患した際は、登園の際にこちらの用紙を園にご提出ください。
保護者の方が医師に指示された内容をご記入ください。（医師に記入いただく必要はございません）

のしろこども園

登園届（保護者記入）

＿＿＿組　園児名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

下記の感染症に罹患しましたが、病状が回復し、集団生活に支障がない状態(※)と判断されましたので、医師の指示のもと、＿＿月＿＿日より登園いたします。

（1） 病名（ 該当の病名に ☑ をお願いします。）

感染症の区分	病名
第２種	☐百日咳　☐麻疹（はしか）　☐風疹（三日はしか）　☐水痘（水ぼうそう） ☐結核　☐流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）　☐咽頭結膜炎（アデノウイルス）
第３種	☐流行性角結膜炎（はやり目）　☐急性出血性結膜炎 ☐腸管出血性大腸炎（o-157,o-26 など）
第３種 その他	☐感染症胃腸炎　（ノロウイルス、ロタウイルス） ☐マイコプラズマ肺炎　☐RS ウイルス ☐ヒトメタニューモウイルス

（2）受診医療機関

受診日　　令和　　年　　月　　日

医療機関名（　　）

（3）医師の指示内容

登園にあたっての医師の指示内容をご記入ください

（ 例 ：嘔吐、下痢の症状が落ち着き、食欲が戻ったら登園可　等）

園記入欄　　登園再開日　　令和　　年　　月　　日

◎登園の目安（ご参考）

感染症の区分	病名	登園の目安
第２種	百日咳	特有の咳が消える。または５日間の抗菌性物質製剤による治療終了までお休みが必要です。
	麻疹（はしか）	解熱後３日を経過するまで、７～１０日程度　お休みが必要です。
	風疹（三日ばしか）	発疹が消失するまで、３～５日程度お休みが必要です。
	水痘（水ぼうそう）	発疹がかさぶたになるまで５日～１週間程度お休みが必要です。
	結核	症状が消失し、医師によって感染のおそれがないと認められるまでお休みが必要です。
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺の腫れが出た後、５日を経過し、かつ全身状態が良好になるまでお休みが必要です。
	咽頭結膜熱（アデノウイルス）	熱が下がり、咽頭痛や結膜炎がなくなった後、２日経過するまで、お休みが必要です。
第３種	流行性角結膜炎（はやり目） 急性出血性結膜炎 腸管出血性大腸菌(o-157 など)	症状が消失し、医師によって感染のおそれがないと認められるまでお休みが必要です。
第３種 その他	感染性胃腸炎（ノロ・ロタなど）	便が通常に戻り、嘔吐、下痢など症状が落ち着き、普段の食事がとれるようになるまでお休みが必要です。
	マイコプラズマ感染症 ＲＳウイルス感染症 ヒトメタニューモウイルス感染症	熱や咳や喘鳴（ゼーゼー）が落ち着き、全身状態が良好になるまでお休みが必要です。